

臭化メチル剤における家畜代謝試験成績等の整備について

1. 現状及び経緯

- (1) 植物検疫では、輸入された飼料作物から検疫有害動植物が発見された場合、臭化メチル又は燐化アルミニウム剤を用いた消毒を実施。
- (2) 平成 26 年 5 月、農林水産省は飼料作物等を給与された家畜由来の畜産物の安全を確保するため、農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号）の一部を改正し、同時点で飼料作物等に使用される農薬については、新たに家畜代謝及び家畜残留に係る試験成績（以下「試験成績」という。）を整備する仕組みを導入。該当する農薬は、登録メーカーから、本年 5 月 15 日までに試験成績の提出が必要。
- (3) 当課では、飼料作物である麦類、トウモロコシ及びソルガムの輸入検査で発見されたグラナリアコクゾウムシに対する消毒基準として、新たに燐化アルミニウム剤での基準を追加するため、輸入植物検疫規程の一部改正に必要な手続を開始。一方で、輸入者等関係者からは、臭化メチルの使用を維持するよう要請。
- (4) このため、植物防疫所において、外部研究機関に対し、臭化メチルにおける試験成績の整備の可能性等について調査を依頼し、昨年度末、調査結果が報告。
- (5) (4) の調査結果を踏まえて、省内関係課と試験成績の提出に向けた対応について調整を進めてきたところ。

2. 今後の対応

臭化メチルの家畜代謝等の試験成績の提出期限は 5 月 15 日であるが、現状、農薬メーカーにおいて、試験成績の整備が進められている状況にあるため、直ちに飼料作物等への使用ができなくなることはない。

3. その他

- (1) 国においては、令和 2～3 年度の委託事業において、臭化メチルの安全性の向上に係る研究を開始。
- (2) 農薬メーカーにおいては、国で開始する研究で得られた成果を活用し、農薬としての安全性に係るデータを整備することが必要。
- (3) (2) の実施に当たり、関係団体等と連携して実施する体制の整備について検討が必要。
- (4) 植物検疫における消毒基準の拡大に向け、輸入植物検疫規程の一部改正による燐化アルミニウムによる新たな消毒基準の追加及び搾油による加工消毒の導入に向けた関係通知の策定を実施（令和 2 年 5 月～6 月）。